

# 令和5年 北九州市農業委員会 第2回総会 議事録

1. 日 時 令和5年9月20日(水) 午前10時00分～午前10時54分

2. 場 所 八幡西区役所折尾出張所 2階 会議室

## 3. 出席委員及び欠席委員

出席委員 17名

中村治雄	古田俊策	山田泉	澤水理佳
山鹿茂紀	井手尾秋義	稲光進	川江秀孝
各務浩	大庭喜重	岩男徹	木原幹雄
竹内輝壽	松浦和哉	藤堂孝雄	大庭美智子
椰野保博			

欠席委員 2名

八木田経二 中谷陽子

## 4. 事務局出席者

江島 事務局長 篠田 次長 田上 係長 荒木 係長  
小林 主任

## 5. 議 事

### 【議案】

- 議案第6号 農地等の利用最適化の推進に関する指針(案)について
- 議案第7号 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見書(案)について
- 議案第8号 「北九州市農業経営継承農家支援金」への推薦者について
- 議案第9号 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」について

7. 傍聴人 なし

事務局長

お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。  
ただ今から、令和5年度第2回総会を開催します。  
本日の出席委員は19名中17名ですので、この会が成立していることをご報告いたします。  
それでは、会長、議事の進行をお願いいたします。

議長

ただ今より、令和5年度第2回総会を開催します。  
本日の議題は4つです。  
それでは、事務局は、議案第6号の説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第6号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について説明いたします。

農業委員会では、改選ごとに指針を定めることになっております。指針は、農業委員及び農地利用最適化推進委員が農地等の利用の最適化を推進するため、「遊休農地の発生防止・解消」「担い手への農地利用の集積・集約化」「新規参入の促進」などの活動を行うにあたりその指標や推進方法を定めたものです。

3年ごとに農業委員、推進委員の改選時期に合わせて定めております。前回は農業委員会の統合がございましたので制定する時期が遅れましたけれども、今回は皆様の選任を経た早い時期に定めることになりました。なお、令和5年4月1日付で農業委員会法の改正があり、指針の策定は努力義務から必須条件となりました。

次に主な変更点です。まず「遊休農地の解消目標」、それから「担い手への農地利用集積目標」、「新規参入の促進目標」の数値について、3年後の目標値を変更するとともに、法改正を踏まえ10年後の目標値を定めました。

2点目に各目標の実現に向けた具体的な推進方法及び評価方法を記載することになりました。最後に「地域計画」の目標を達成するために農業委員会としての、役割について記載しました。

A3横のカラーの3段書きになっている資料をご覧ください。こちらの一番左側が今回の改定案で、追加したところを青字で記載しています。

中段が、前回令和3年5月に策定したもの、そして右端が国の参考例です。次頁をご覧ください。先ほど変更点を申し上げましたように、従来であれば、それぞれの項目について3年後の任期満了までにこれぐらいを目指しましょうという形だったのですが、今回は更に10年後についても数値を掲げることになっております。これが大きな変更点です。

「1 遊休農地の発生防止・解消について」ですが、現在、農地面積は一定割合で減ってきておりますが、遊休農地の発生割合は一定で推移するという前提で数字を算定しており、それに対する遊休農地の割合を記載しています。

これらの推進のために具体的にどうしたらよいかということをご青字で記載し、従来の農地パトロールに取り組むとともに非農地判断についても速やかに行うとしています。

次頁の「担い手への農地利用の集積・集約化」をご覧ください。こちらは集積率がひとつの目標値になりますが、市が定めた「北九州市農林水産振興計画」の中で集積率35%を目標に掲げていることを踏まえて、3年後も10年後も35%を維持するという事で面積等を導いています。

具体的な推進方法の1つとして、地域計画等の話し合いに、農業委員、推進委員に参画して頂くということがありますし、農地中間管理機構と連携しながら担い手を見つけ、連携して農地集積を進めるということをご掲げしています。

基本的にこの辺の考え方は国が定めた内容に則っていますので、それを踏襲する形で本市農業委員会はどのように取り組んでいくのかを記載しています。

続きまして、新規参入の3年後、10年後の目標値です。新規参入の現状ならびに市の林水産振興計画での目標値の6経営体を踏襲する形で、10年後も定めています。こちらについては、評価基準を国が定めていますので、それに基づく記載となっています。

次頁の「地域計画」の目標を達成するための役割です。市が「地域計画」を定める時には農業委員会は協力することになっており、それを実行するために農業委員会としてどのように関わるかを明文化しています。その内容は、農地見守りによる農地の適正利用の確認や、農家の皆さんへ声掛けをするなど、日常的な活動を「地域計画」に絡めた形で記載しています。

議題第6号では、新たな農業委員会においてこのような指針に基づいて皆様の活動を行っていくということで、指針案を作成しました。本日の総会でご承認を頂きましたら、速やかに県を通じて本市農業委員会の指針として報告を行い、ホームページにも記載されます。以上です。

議長

事務局からの説明について、ご異議、ご質問等はございませんか。

山鹿委員

西部地区の山鹿です。今までは3年後だったのが、今度は10年後という目標になっています。この書き方ですが「3年後の目標」というのは書いてありますが、次は単なる「目標」と書いてあります。これは例えば「10年後」とか入れた方がいいんじゃないですか。そうでないと、新しい目標が2つあるように見えます。我々農業委員は3年間しか継続ができません。次に影響ある話ですから、「10年後」としっかり書けないですか、というのが一つ。

それから、これは法律の書き方なのでしょうけど、常に「令和」とかあるんですが、西暦ではだめなんですか。(元号は)令和とかころころ変わってその度に書き換えんといかんでしょう。私も時々間違えちゃう、昭和が何年にできたとか。それから法律自体が何年に改正されたとかしっかり読まないとか分らない、次から次に継ぎ足していく。せっかく農業委員会でこれだけのメンバーでしゃべるなら、分かりやすい、パッと見たときに次の3年後の人たちが分かりやすいような書き方をされたらいかがでしょうか。

それから最後の頁に赤字で新しく参考例のところに修正されていますけれど、農業委員会の推進委員は赤字で書いてあって、地域の受入条件の整備を図るなどと書いてありますね。こういうことって我々がやる時、法律のまま言葉で書いてあるので、あんまり意味がない。いわゆるこの地区、北九州地区でこの農業委員で、こういうことをやるんだという具体例が示されるといいかなと思って。より具体的な方法論としてきちっと書けるようにした方がいいと思います。あくまで個人の意見です。

事務局

それでは説明させていただきます。

まず「指針」の位置付けについてです。「指針」というのは行政的な考え方になりますが、大きな目標、方向性を示したものです。「個別具体的な内容に」とのご意見でしたが、それについては、単年度ごとに「活動計画」というのを立て、年度末にそれに対する「評価」を行うこととなります。したがって、これからの3年間、委員の皆さまが活動なされる3年間について、こういう方向で活動していきますという方向性を確認する意味で作成するのが「指針」です。

次に、いつ作っていつ改正されたか分からないというご指摘でしたが、説明

資料の「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の1枚目の右肩にいつ策定されて、いつ改正されたか明記していますので、ご確認ください。

それから元号表記については、市議会でも話題となりました。今回お示した指針は法定ですので、原則として国の様式に従うものですが、西暦表記については、自治体ごとの判断で差し支えないと考えられますので対応いたします。

それから、3段表の資料について、赤字部分の内容についてご指摘をいただきましたが、右端の赤字部分は国の参考例で、今回作成しました北九州市農業委員会の指針案は、左端の青字で記載した箇所でございます。

ご指摘のとおり（国の参考例の）赤字部分は、抽象的な記載で分かりにくい内容になっていますが、青字部分は具体的な記載内容にしていますのでご確認ください。

それから『目標』の記載が分かりにくい」とのご指摘でしたが、原則として、記載項目は国の様式に則っています。

冒頭で申し上げたとおり「指針」は3年ごとに、委員改選されるごとに作り直さないといけません。そして、行政計画の特徴でもあります。常に、様式等に見直しは繰り返し行われます。今回も国の法改正に伴い令和5年4月1日付で様式が変更となりました。そして、今回の目標の記載についても、任期の3年間とは別に「10年後の目標」を定めなさいということで新たに加わった要素ですので、ご理解を頂きたいと思っております。以上です。

議長

事務局からの説明について、他にご異議、ご質問等はありませんか。

議長

ご異議がないようですので、議案第6号「農地等の利用最適化の推進に関する指針（案）について」は、原案どおり承認いたします。

議長

続いて、事務局は議案第7号の説明をお願いします。

事務局

説明いたします。こちらは農業委員会法に基づいた意見書の作成になります。農業委員会は、農業委員会法第38条第1項の規定に基づき、例年、次年度の予算編成時期に合わせて「農地等の利用の最適化の推進に関する意見」を取りまとめ、市に「意見書」として提出しています。

作成にあたりましては、前年度の意見書の記載内容に対する市の対応状況や担当課の見解、予算の措置状況等を踏まえて内容を精査し、原案を作成します。

通常の作業手順は、毎年4月頃に前年度分の意見書を委員の皆さまにお示ししてご意見を頂き、運営委員会に原案を諮り、総会で承認という形を取っております。今年度も前年度の意見書と市の担当部局の見解等を踏まえた上で作業を進めてまいりました。先日の運営委員会で原案をお示し、ご意見を伺った上で、今回の意見書（案）を提出させて頂いております。

現在、新しい市長の下で市の施策の見直しも行われており、年明けに新たな基本構想が示されると聞いております。これに伴い、農業に関する施策の考え方も新たに示される可能性もあります。

農業委員会も委員改選がありましたので、まずは農業委員会として継続して提案すべき施策、必要性が高くかつ実効性の高い施策を優先するという観点に立って内容の精査を行いました。A3横の資料をご覧ください。右側が昨年度、左側に今年度案を掲載しております。

今回の意見書を作成するにあたっては、担当部局に対し、各項目の有効性、実行性の有無、あるいは対応済か否かを予め尋ね、それらを踏まえて、まずは

幹となる部分の精査いたしました。

(各項目の説明)

初見の方が多くと思いますが、冒頭で申し上げたとおり、これまで委員会として提案してきた内容はそのまま継承しつつ、今後示される市の新しい基本構想等にも柔軟に対応できるように、幹となる部分を中心に精査、作成しております。以上でございます。

議長 事務局からの説明について、ご異議、ご質問等はございませんか。

大庭喜重委員 有害鳥獣対策について、イノシシとサルとシカと記載されていますが、最近では若松だけじゃないと思います。ハクビシンとかアライグマとかそういう被害が結構出てきています。イノシシの被害もさることながら、アライグマとかハクビシンがトウモロコシとか色んな農作物を狙い被害が出ております。今後はこれらの動物の対策を早めに打たないと。イノシシも昔は少なかったのに、今は年間100頭いるのでは。

イノシシ、サル、シカ以外のハクビシンとかアライグマとか関係を入れてもらった方がいいんじゃないかと思うんですがね。

事務局 鳥獣被害対策課によりますと、アライグマは非常に増えていると聞いております。また、ご指摘のあったハクビシンは、アナグマではないかという話もあるようです。アライグマとアナグマは頭数が多いようです。

今のご意見を伺いまして、「イノシシ以外にも」のところを「アライグマ、アナグマ等」と修正してよろしいでしょうか。

(異議なし)

事務局 それでは、付け加えさせていただきます。

議長 事務局からの説明について、他にご異議、ご質問等はありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので、議案第7号「農地等利用最適化推進施策の改善についての意見書(案)について」は、原案どおり承認いたします。

事務局 議案第7号について補足いたします。今回頂きました修正を反映させた意見書の正本を作成した後、市に対し農業委員会の意見書を提出いたします。明確はスケジュールをこの場で申し上げることはできませんが、11月中を目途に農林課に日程調整をして頂く予定です。

議長 続いて、事務局は議案第8号の説明をお願いします。

事務局 説明いたします。「北九州市農業経営継承農家支援金」、いわゆる親子就農という形で取り組んでいる事業について、推薦候補者をご審議頂くものです。説明資料をご覧ください。

市の産業経済局は、令和2年度より既存農家の経営を継承し、持続的に産地の維持及び拡大を図る農業者に対して、支援資金を交付する「北九州市農業経営継承農家支援金」事業を開始しています。この事業は「市の持続可能な産地と雇用創出事業」の取り組みの一つで、1件あたり年間最大80万円、最大で3年間支援を続けることが可能です。

本事業は、今年度で4期目となりまして、前年度からの継続分の4件に加え、新規枠として2件の予算がついています。対象者は、市の農業委員会からの推薦を受けた者ということ、そして市内に住所を有する18歳以上65歳未満の新規就農者ということになっています。農業委員会からの推薦が前提ですので、今回議案として上げております。推薦要件は、北九州市内で農業を営む親族からその農業を継承して5年未満の者で、「発展的な農業経営改善を志し」なおかつ「地域営農のリーダーを目指している」と認められる者です。

今年度新規分につきましては、先日の運営委員会で東部地区、西部地区から各1名、計2名の候補者が出されましたので、改めてこの場でご審議頂くものです。本日の総会で承認いただきましたら、継続分の4名を含めた対象者6名に通知を行い、申請手続きを取っていただきます。

次頁をご覧ください。令和5年度「北九州市農業経営継承農家支援金」推薦候補者ということで、東部地区は、松本大地さん、年齢34歳、ご住所が小倉南区曾根新田南です。就農開始が令和4年11月、水稻栽培をおこなっているとのことです。西部地区は大庭健太郎さん、年齢24歳、ご住所は若松区頓田です。就農開始は令和元年4月、ミニトマト、ブロッコリー、きゅうり、水稻栽培をおこなっているとのことです。

次頁の令和4年度の実績をご覧ください。令和4年度も東・西各3名、合計6名でございました。冒頭に申し上げたとおり支援期間は最大3年ですので、資料右端の大宮さんならびに倉成さんは令和4年度で終了。塚本さん、間さん、天野さん、小西さんについては今年度も継続ということで、今回も掲載されています。

新規の候補者の方は、それぞれ農業委員の方からご推薦頂いています。東部地区は中村委員、西部地区は大庭委員のご推薦を頂きました。推薦頂いた農業委員の皆さまから補足説明があればお願いします。

中村委員

松本くんは、小倉南区の曾根新田で農業をしていた先本さんという方が去年病気で辞めたので、その施設と圃場を引き継ぐ形で頑張っってやっていくということです。よろしくお願ひいたします。

大庭喜重委員

大庭健太郎くんは、農業大学を出て、農地も6町、7町ぐらいで大規模でやっています。親御さんも熱心で、若松のリーダー的な存在になるのではないかと思います。若松の農家が減少する中、若くバリバリのリーダーとして活躍するんじゃないかと思ひ推薦しました。よろしくお願ひいたします。

議 長

事務局からの説明について、ご異議、ご質問等はございませんか。

(異議なし)

議 長

ご異議はないようですので、議案第8号「北九州市農業経営継承農家支援金への推薦者」については、原案どおり承認いたします。

議長

続いて、事務局は議案第9号の説明をお願いします。

事務局

本案件につきましては、産業経済局農林課の事案ですので、農林課よりご説明いたします。

農林課

それでは議案第9号のご説明をいたします。

まず、概要について説明しまして、その後、詳しい内容については担当の方からご説明申し上げます。

まず、議案第9号の説明資料をご覧ください。この「農業経営基盤整備の強化促進に関する基本的な構想」、私どもは市町村の基本構想と呼んでおりますが、それについて、今回見直しを行います。

資料をご覧ください。この基本構想とは法律に基づきまして、各市町村は、認定農業者制度や農業の担い手の確保・育成といったことや、これから取り組んでいく地域計画を定めることになっております。育成方針や目標を達成するための施策を基本構想で定めるものです。

見直しの理由ですが、このたび農業基盤強化促進法が改正されまして、従来の人・農地プランが地域計画ということで法定化されました。地域計画を進めるにあたって、このように進めなさいといったことをまず都道府県が基本方針として定めます。福岡県の基本方針が変更されましたので、それを受けて、県の指示に沿って、北九州市の基本構想の見直しを行うものです。

国の法律が定まって、それを受けて県の方針が定まり、それを受けて各市町村が方針を定めるという流れの中で、人・農地プランをどうしていくというものを国の方針に沿って、付け加えたところになります。

したがって、今回見直しとうたっておりますが、どのように検討するか、どんな構想にするか、そういった議論ではなくて、国のマニュアルに沿って必要箇所を付け加えたというご理解で結構でございます。

この基本構想の見直しにあたり、法の定めに基づきまして農業委員会ならびにJAのご意見を伺うことが定められておまして、今回ご意見を伺うというものでございます。

大きい法律の流れがありまして、今回それに沿ったものを付け加えたというものでございます。よろしく申し上げます。

見直しの主なポイントにつきましては、職員からご説明いたします。

(担当者によるポイントの説明)

農林課

以上が説明です。よろしくお願ひいたします。

議長

農林課からの説明について、ご異議、ご質問等はございませんか。

山鹿委員

西部地区の山鹿です。

この基本構想は、経産省や国からのデータを落とし込んで説明しているのでしょうか。北九州市というレベルで作成していると理解しますが、北九州市の実態に即した高齢化データに基づいて何か落とし込みはされているんですか。

高齢者が相続できないとか、収支が合わないとか、辞めていくとかそういう高齢化データ。国は少子化の応援をするとか言って、子供がどんどん少なくなる、人数が少なくなると言ってるんですが。食料の安全保障の観点からいうと、やはり農業というのは守らないかと。それが大型化なり集約化なんでしょうけど。北九州の場合、こういう人口流失および地域の破産とかいろいろ変化し

ていると思うのですが、高齢化データに基づいて、高齢化とどれくらいやっているかとか、そういうデータに基づいて何か落とし込みはされているんですか。この目標、概算を作るときにという質問です。分からなければ結構です。

2,000人農業者がいると言ってるけど5年後にはどうなってるのか、3年後にはどうなるのか。こういうことを具体的に、途中経過だけじゃなくて、人間の方のデータを活用されて落とし込んでいるかどうかを質問しているんです。

農林課

今回の基本構想につきましては、個別のデータを落とし込んで作成していることはない、とご理解ください。

先に策定しました「農林水産業振興計画」では、今の農業者の減少であったり、高齢化だったりというデータを取りながら計画を策定しておりますので、時々刻々のデータを反映させているものが、別の計画にあると認識していただけたらと思います。

議長

ほかに質問等はございませんか。

(異議なし)

議長

ご異議がないようですので、議案第9号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」については、原案どおり承認いたします。

議長

以上を持ちまして本日の議案審議は終わりました。

本日の署名委員は4番山田委員、5番澤水委員です。よろしく申し上げます。

議長

他に何かございませんか。

(意見なし)

議長

無いようですので、これで第2回総会を終了します。お疲れ様でした。